

24 学位称号の儀上申

〔明治十二年六月〕

明治十二年六月十二日

内閣書記官 中村 金井

(注記1)  
文部省上申学位称号之事  
右回覧ニ供ス

大臣 三条 岩倉

参議 大隈 大木 伊藤 寺島 黒田 西郷 川村

(注記2)

本部九五三号

明治十二年六月十一日

法制局 井上長官印

法制局第二号

別紙文部省上申学位称号ノ儀供高覽候也

明治十二年六月廿二日

学第七百九十九号

学位称別之儀ニ付上申

学位授与之儀適當ノ方法ヲ創設シ直ニ大学ニ於テ授与致度云々<sup>客年十一月中伺出候処伺ノ通裁可相成候ニ就テハ法学理医学  
文学ニハ学士ノ称相設ケ製薬学科ニハ製薬士ノ称相設ケ大学ニ</sup>

於テ授与可致候条此旨上申候也

明治十二年五月廿九日 文部大輔 田中不二磨

太政大臣 三條實美殿

参照

学位授与之儀伺

学位授与手続之儀ハ学制第百八十二章乃至第百八十八章ニ掲記有之候処其後明治八年十一月中文部省章程御達相成学位称号付与ノ件ハ専ラ文部卿ノ権限内ニ帰シ候得ハ之ヲ授与候モ奏聞ヲ不経取計可然儀ニ付学制面手續之儀改訂可相成之処當時既ニ学制改正之議具陳可及見込有之其儘遷延致居候然ル処目今東京大學ノ教育稍其歩ヲ進ムルニ際シ高等ノ学科ヲ卒リ候俊秀ノ士逐次輩出シ隨テ学位ノ授与ヲ要スヘキ時機ニ臨ミ候ニ付テハ適當ノ方法ヲ創設シ考試ヲ行ヒ登第ノ後ハ直ニ大学ニ於テ学位授与致シ度此旨相伺候也

明治十一年十一月十八日 文部卿 西郷従道

太政大臣 三條實美殿

庶務第三五号

明治十一年十一月廿一日上申 十二月一日決

法制局  
〔河野〕  
(加筆)

法制局第八号

別紙文部省伺学位授与ノ義看詳候処学制第八拾八章ニ学位ノ称号ヲ与フルモノハ大学等ヨリ具状シ文部卿奏聞ノ上之ヲ補スト

有之文部省章程下款第廿項ト矛盾ノ体ニ相見ヘ候ヘトモ学制ヨリ章程ノ方新ラシキヲ以テ勿論之ニ依ルヘキモノト相考候因テ左案ノ通御指令相成可然歟仰高裁候也

御指令按

伺ノ趣聞置候事

参照

明治八年文部省職制章程

下款

第二十条 学位称号ヲ付与スル

(注記1)

「上申」

(注記2)

「八十五」(簿冊内件名番号)

〔行政決裁録十五 明治十一年  
年自四月至六月〕 2A, 34-5, 1991